

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年12月20日
【会社名】	株式会社新南愛知
【英訳名】	なし
【代表者の役職氏名】	代表取締役 森田 勉司
【本店の所在の場所】	愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地
【電話番号】	0569-88-5522
【事務連絡者氏名】	総務部長 鷲尾 初夫
【最寄りの連絡場所】	愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地
【電話番号】	0569-88-5522
【事務連絡者氏名】	総務部長 鷲尾 初夫
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	会員権株式
【届出の対象とした売出金額】	7,617,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
会員権株式	1,385株	7,617,500,000	愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田5番地 南愛知カントリークラブ開発株式会社

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、会員権株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、会員権株式1株につき12,000,000円を限度として分配を行う。

(2) 議決権

会員権株式の株主は、当社の解散以外の事項については、株主総会における議決権を有しない。

(3) 新株引受権等

会員権株式の株主は、当社が株式の分割及び株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引き受け権を有しない。

(4) 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をし、会員権株式の株主に損害を及ぼすおそれがある場合であっても、会員権株式についての種類株主総会を要せずに当該会社の行為は効力を生じるものとする。

普通株式について発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集事項の決定は、会員権株式についての種類株主総会の決議を要せずに行うことができる。

(5) 議決権を有しないこととしている理由

会員権株式は、自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として発行したものであり、会員権株式の株主は一般社団法人新南愛知カントリークラブ美浜コースの社員となることで、同一般社団法人の社員総会において議決権を有することとしているために、当社の株主総会においては議決権を有しません。

2【売出しの条件】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容
5,500,000（注）1	平成23年1月5日から平成23年3月25日まで	1株		（注）2		

（注）1 当社は、平成22年12月9日に南愛知カントリークラブ開発株式会社のゴルフ場の資産（一般債務等の消極資産は含みません。以下同様とさせていただきます。）及び労働債務を承継し、会社分割により設立いたしました。

南愛知カントリークラブ美浜コースの預託金会員様のうち、南愛知カントリークラブ開発株式会社に対する預託金会員権と南愛知カントリークラブ開発株式会社が所有する当社会員権株式（一般社団株主会員権）の交換（（注）3）を希望した方には、会員権1口につき会員権株式1株（一般社団株主会員権1口）の割合で交換いたします。

（注）2 愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地

株式会社新南愛知（交換手続事務受託会社）

（注）3 南愛知カントリークラブ美浜コースの預託金会員様は、南愛知カントリークラブ開発株式会社に対する預託金会員権を原資に南愛知カントリークラブ開発株式会社が所有する当社会員権株式（一般社団株主会員権）を購入することになるため、「交換」と表現しております。

（注）4 申込の方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込の書面を添えて申し込みをするものいたします。また、株式の受渡しは平成23年1月5日から平成23年4月30日に行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、平成22年12月9日設立のため、第1期の決算期間は、平成22年12月9日から平成23年3月31日までとなっており、第1期の決算期が到来していませんので、該当事項はありません。

2【沿革】

年月	事項
平成22年12月	南愛知カントリークラブ開発株式会社のゴルフ場の資産及び労働債務を承継し、会社分割により設立

（注）当社設立の経緯は、以下の通りであります。

会社分割による当社の設立は、会社分割以前に南愛知カントリークラブ開発株式会社が所有・運営していた預託金会員制の南愛知カントリークラブ美浜コースを、一般社団株主会員制に移行するために行われたものであります。南愛知カントリークラブ美浜コースの預託金会員は、南愛知カントリークラブ開発株式会社に対する預託金会員権を南愛知カントリークラブ開発株式会社が所有する当社会員権株式（一般社団株主会員権）と交換することで新南愛知カントリークラブ美浜コースの一般社団株主会員となります。なお、新南愛知カントリークラブ美浜コースの会員組織は、「一般社団法人新南愛知カントリークラブ美浜コース」となります。

3【事業の内容】

当社の主要な事業は、ゴルフ場の経営であり、18ホールのゴルフコース及びクラブハウス等を有する「新南愛知カントリークラブ美浜コース」の維持管理に努め、利用者に快適なプレー環境を提供するとともに、快適なクラブライフを提供できるよう取り組んでおります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)		関係内容
				所有割合	被所有割合	
(親会社) 株式会社トウチュウ	愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田5番地	890,600	鋳物用、ガラス用珪砂の加工、販売及びバルブ、自動車部品の鋳造		75.64	役員の兼任等(2名)

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年12月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
71(32)	50.8	0	

（注）1 従業員数は、就業人員数であります。

（注）2 従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者（パートタイマー及び嘱託）の平均雇用人数であります。

（注）3 当社は、平成22年12月9日設立のため、平均勤続年数は0年としております。

（注）4 当社は、平成22年12月9日に設立し、第1期の決算が到来していないので、平均年間給与は記載していません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、平成22年12月9日に設立し、第1期の決算が到来していないので、業績等の概要は記載していません。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、平成22年12月9日に設立し、第1期の決算が到来していないので、生産、受注及び販売の状況は記載していません。

3【対処すべき課題】

(1) 平日来場者数の確保

バブル経済崩壊後の平成不況、その後の世界同時不況の影響による、会員様の来場回数の減少及び消費単価の下落によりゴルフ場を取り巻く環境は非常に厳しい状況であると認識しております。今後も、厳しい状況が見込まれることから、安定した利益を確保する為の適正なプレー料金の維持と安定した来場者数の確保、特に平日の来場者数の確保に努めます。

(2) ゴルフ場施設の老朽化への対応

ゴルフ場として、コースの資産価値を高め、ご来場の皆様方からご満足いただくことを最優先課題として、コース管理等の充実に努力する所存であります。特に当社は、プロゴルフトーナメントの開催会場に選定されており、それに相応しいクラブハウス・コースの維持管理が不可欠であると考えております。

当社が所有しているクラブハウス等の諸施設は、建築後19年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、今後、計画的な修理・改修が必要であると認識しております。

最高のコースコンディション、サービスの向上に努め、会員の皆様に一層ご満足いただけるように努めます。

4【事業等のリスク】

投資者の投資判断に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営環境について

当社の事業であるゴルフ場経営は、景気の変動が来場者数及び来場者の消費単価に大きく影響を与えます。そのため、今後の景気動向しだいでは、売上高が減少するリスクがあります。

(2) 天候による影響

当社の事業であるゴルフ場事業は天気・気温など天候により、来場者数が増減しやすい事業であります。天候による一定の影響は見込んでおりますが、来場者数が多い春・秋の土日祝日の悪天候、梅雨の長雨及び長期にわたる夏季の高温、台風、積雪などによる長期の営業休止などが発生した場合、来場者数の減少により当社業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 名義書換料の増減の影響について

当社の営業収入においてプレー売上に次ぐウエイトを占める名義書換料は、当社株式の売買・相続又は法人株主の登録者変更などの状況に応じて発生するものであり、会員権株式の相場及び景気動向の影響を受けやすいため、その増減が当社業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報

当社は会員様、ゲスト来場者様の個人情報を保有しており、その情報の外部漏洩に関しては、細心の注意を払っております。また、従業員には情報管理に関する教育を行っておりますが、すべての状況を把握することは困難であり、万一この情報が漏洩した場合には、不測の影響が発生することも考えられます。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、平成22年12月9日に設立し、第1期の決算が到来していないので、記載すべき事項はありません。

第3【設備の状況】**1【設備投資等の概要】**

当社は、平成22年12月9日に設立し、第1期の決算が到来していないので、設備投資等の概要は記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社は、平成22年12月9日に設立し、第1期の決算が到来していないので、主要な設備の状況は記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】**1【株式等の状況】****(1)【株式の総数等】****【株式の総数】**

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200
会員権株式	1,800
計	2,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	156	非上場	(注)2、3、4
会員権株式	1,385	同上	(注)1、3、4
計	1,541		

(注)1 会員権株式の内容は、以下の通りであります。

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、会員権株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、会員権株式1株につき12,000,000円を限度として分配を行う。

(2) 議決権

会員権株式の株主は、当社の解散以外の事項については、株主総会における議決権を有しない。

(3) 新株引受権等

会員権株式の株主は、当社が株式の分割及び株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引き受け権を有しない。

(4) 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をし、会員権株式の株主に損害を及ぼすおそれがある場合であっても、会員権株式についての種類株主総会を要せずに当該会社の行為は効力を生じるものとする。

普通株式について発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集事項の決定は、会員権株式についての種類株主総会の決議を要せずに行うことができる。

(5) 議決権を有しないこととしている理由

会員権株式は、自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として発行したものであり、会員権株式の株主は一般社団法人新南愛知カントリークラブ美浜コースの社員となることで、同一般社団法人の社員総会において議決権を有することとしているために、当社の株主総会においては議決権を有しません。

(注) 2 普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に制限のない標準となる株式であります。

(注) 3 当社株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

(注) 4 当社は単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年12月9日 (注) 1	普通株式 28 会員権株式 1,385	1,413	10,000	10,000	10,000	10,000
平成22年12月20日 (注) 2	普通株式 128	1,541	102,400	112,400	102,400	112,400

(注) 1 南愛知カントリークラブ開発株式会社を分割会社とする会社分割(新設分割)により設立。

発行価格 1,566,354円

資本組入額 7,077円

(注) 2 普通株式・第三者割当・有償

発行価格 1,600,000円

資本組入額 800,000円

(5)【所有者別状況】

普通株式

平成22年12月20日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2		5				7	
所有株式数(株)		8		148				156	
所有株式数の割合(%)		5.13		94.87				100.00	

会員権株式

平成22年12月20日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(株)				1,385				1,385	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(6)【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年12月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
南愛知カントリークラブ開発株式会社(注)	愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田5番地	1,385	89.88
株式会社トウチュウ	愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田5番地	118	7.66
ツネイシホールディングス株式会社	広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	19	1.23
株式会社INAX	愛知県常滑市鯉江本町五丁目1番地	9	0.58
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号	4	0.26
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町三丁目39番地の18	4	0.26
名古屋鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	1	0.06
東邦瓦斯株式会社	愛知県名古屋市中村区桜田町19番18号	1	0.06
計		1,541	100.00

(注) 南愛知カントリークラブ開発株式会社が保有している株式1,385株は、会員権株式であり議決権を有しておりません。

所有議決権数別

平成22年12月20日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社トウチュウ	愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田5番地	118	75.64
ツネインホールディングス株式会社	広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	19	12.18
株式会社I N A X	愛知県常滑市鯉江本町五丁目1番地	9	5.77
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号	4	2.56
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町三丁目39番地の18	4	2.56
名古屋鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	1	0.64
東邦瓦斯株式会社	愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号	1	0.64
計		156	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	会員権株式 1,385		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 156	156	
単元未満株式			
発行済株式総数	1,541		
総株主の議決権		156	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主総会の決議によって、年1回毎決算期における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、剰余金の配当を支払うことができる旨を定款に定めております。

当社の配当政策における基本的な考え方は、株主会員の皆様に新南愛知カントリークラブ美浜コースでのより良い快適なプレー環境を提供することで、利益の還元を図っていくこととしております。従いまして十分な内部留保資金が確保できるまでは配当を実施せず、ゴルフ場施設の維持保全資金に充当いたします。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場のため該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	森田 勉司	昭和20年 5月17日	昭和43年4月 昭和44年9月 昭和45年10月 昭和47年11月 昭和56年4月 昭和61年1月 昭和61年12月 平成22年12月	高丘工業(株) (現アイシン高丘(株)) 入社 (株)豊田自動織機入社 東海鋳材(株) (現(株)トウチュウ) 入社 同社 取締役就任 同社 代表取締役専務就任 同社 代表取締役社長就任 (現任) 南愛知カントリークラブ開発(株) 代表取締役社長就任 当社 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 4	
取締役	副社長	吉田 茂	昭和13年 3月13日	昭和31年3月 平成元年1月 平成8年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成22年6月 平成22年12月	サカエ産業(株) (現(株)トウチュウ) 入社 同社 常務取締役就任 同社 代表取締役専務就任 南愛知カントリークラブ開発(株) 監査役就任 同社 取締役副社長就任 (株)トウチュウ 取締役相談役 就任 (現任) 当社 取締役副社長就任 (現任)	(注) 4	
取締役	支配人兼 営業部長	山内 章生	昭和24年 12月19日	昭和43年4月 昭和48年2月 昭和63年10月 平成3年8月 平成13年6月 平成22年12月	東海西濃運輸(株)入社 貞宝カントリークラブ入社 トヨタオート中部(株)入社 アーバンフランス(株)出向 南愛知カントリークラブ開発(株)入社 同社 取締役支配人就任 当社 取締役支配人就任 (現任)	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
取締役	-	小杉 将郎	昭和13年 10月20日	昭和42年11月 昭和62年5月 平成2年12月 平成22年12月	南知多観光開発(株)(現スギー産業 (株)) 取締役就任 同社 代表取締役就任(現任) 南愛知カントリークラブ開発(株) 取締役就任 当社 取締役就任(現任)	(注)4		
監査役	-	澤田 一則	昭和25年 7月19日	昭和48年8月 平成12年6月 平成13年6月 平成20年6月 平成22年12月	半田信用金庫 入社 南愛知カントリークラブ開発(株)入社 同社 取締役就任 同社 監査役就任 当社 監査役就任(現任)	(注)5		
監査役	-	小杉 英仁	昭和21年 6月27日	昭和44年11月 昭和56年5月 平成6年6月 平成22年12月	南知多観光開発(株)(現スギー産業 (株)) 監査役就任 同社 取締役就任(現任) 南愛知カントリークラブ開発(株) 監査役就任 当社 監査役就任(現任)	(注)5		
計								

(注)1 取締役小杉将郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注)2 監査役小杉英仁は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注)3 監査役小杉英仁は、取締役小杉将郎の弟であります。

(注)4 平成22年12月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(注)5 平成22年12月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

株主会員様の信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要な課題であると認識し、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行体制を構築し、経営監視機能の充実に努めております。

会社の機関の内容

当社の役員は、現在取締役4名及び監査役2名で構成されており、経営に関する基本方針や重要な業務執行の決定については随時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに業務の執行について迅速かつ円滑に実行できる体制作りを行っております。

内部統制システムの整備の状況

平成23年7月以降、新たな会員組織である「一般社団法人新南愛知カントリークラブ美浜コース」から、取締役・監査役各1名の派遣を受け入れることで、当社の経営監視機能の強化を図る予定です。

役員報酬の内容

役員の報酬等の額は、当社株主総会の決議によって定める旨を定款で定めております。

取締役及び監査役の定数

当社の取締役の定数は3名以上10名以内、監査役の定数は4名以内とする旨を定款で定めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務に係る全てのリスクについて適切に管理する体制の整備に取り組んでおります。リスクの共通認識を図るため、全取締役が中心となってリスクの現状分析を行ったうえで課題を明確化し、今後の対応策について検討を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の専門家からアドバイスを受けております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の決議の方法について、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的に、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる旨を定款で定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、資本効率の改善を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

種類株式の権利

当社の解散以外の事項については、株主総会における議決権を有しない旨を定款で定めております。当社が株式の分割及び株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権を有しない旨を定款で定めております。

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をし、会員権株式の株主に損害を及ぼすおそれがある場合であっても、会員権株式についての種類株主総会を要せず当該会社の行為は効力を生じるものとする旨を定款で定めております。

普通株式について発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集事項の決定は、会員権株式についての種類株主総会の決議を要せずに行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は、平成22年12月9日に設立し、第1期の決算が到来していないので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

当社は設立1期目につき、財務諸表を作成するに至らず公認会計士の監査報告もありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、20株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地 株式会社新南愛知 当社所定の金額 当社所定の金額
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は官報に掲載する方法による。）
株主に対する特典	

（注） 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社は設立1期目につき、財務諸表を作成するに至っておりません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

監査報告書

当社は、平成22年12月9日設立のため、第1期の事業年度は平成22年12月9日より平成22年3月31日までとなっており、未だ第1期の事業年度末が到来していませんので、当社の監査報告書は作成されていません。